



平成26年12月16日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 小長井 義正

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職（市長、副市長及び常勤の監査委員）の給料の適正額について御審議の上、御答申賜りたく諮問いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職となりますので、併せて御審議、御答申賜りたくお願いいたします。

平成26年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）

- I 日 時 平成26年12月16日（火） 午後3時～午後5時10分
- II 場 所 市役所8階 政策会議室
- III 出席委員 富士市農業協同組合 代表理事専務 秋山浩樹
一般社団法人富士青年会議所 理事長 磯野陽平
東海税理士会富士支部 業務対策委員長 小野京子
きらり交流会議 運営委員長 片山道子
富士市町内会連合会 会長 小出禮節
常葉大学富士キャンパス 教授 下田路子
富士市消費者運動連絡会 代表 中川教子
社会保険労務士会富士支部 会計 久松啓子
富士商工会議所 副会頭 増田正之
富士地区弁護士会 会員 山本佳雄
- IV 事務局 総務部人事課給与担当
藁科総務部長 外山教育総務課長 押見教育総務課調整主幹 渡邊議会事務局次
長 小林人事課長 片田人事担当統括主幹 味岡給与担当統括主幹 芹澤主査
齊藤主事
- V 議 題 特別職職員の報酬等の適正額について

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名
増田委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には小出委員が指名される。
- 5 諮問
市長から諮問書が会長に手渡される。
- 6 審議会開会

① 総務部長から諮問についての説明

- ・ 本日の含め、2回の審議会を開き、答申まで進めていただきたい。
- ・ この答申の内容によって、条例の改正が必要になった場合には、答申を最大限尊重し、今後の定例市議会に上程していくことになる。

② 2回目の日程について

次回は、12月24日（水）午後3時から市役所8階政策会議室で開催。

③ 資料説明

給与担当統括主幹から配付済みの資料を順番に説明。

配付資料

- ・ 富士市特別職の報酬等の改定経過
- ・ 県内各市の特別職報酬等の状況
- ・ 県外類似都市（特例市）の特別職報酬等の状況
- ・ 国の特別職給与及び国会議員歳費の改定状況
- ・ 人事院勧告の状況
- ・ 一般職の給与改定の状況
- ・ 特別職と一般職の給与比較
- ・ 消費者物価指数の推移
- ・ 関係例規

④ 審議の状況（要約）

- 委員一人一人から意見を伺い、それからその意見について審議をして方向性を決めていきたい。まず、前回平成24年度も参加された委員から意見をいただきたい。〔会長〕
- 前回給料下げる根拠は、市の税収が1%少なくなったこと、民間企業がよくなったことという2点を理由として1%相当を引き下げるという結論となった。現在の市の税収状況はどのようになっているかについて説明をしてもらえば、議論がしやすくなるのではないか。〔委員〕
- Q 前は地方交付税の不交付団体から交付団体になったとう状況もあったと記憶しているが、現在の市税の状況等について事務局から説明してもらいたい。〔会長〕

A 市税の状況は、一段と厳しくなっています。平成23年度は、前年度と比較して約1%税収が減収したということで、1%相当を減額することが望ましいとの答申をいただきましたが、その後平成24年度は△0.26%、平成25年度は△0.41%となっています。更に平成26年度は、このままいけば△1.45%の減となりそうで、平成27年度当初予算は更に法人税の落込みから減収となることが見込まれています。

Q 県外類似都市は、かなりの団体が特別職の給料額を減額しているが、この基本的な考え方は何か？〔委員〕

A 市長の選挙公約や該当市の財政状況、職員の不祥事により減額していることが多いのですが、この中でも前2者が特に多いという状況になっております。

○ 選挙公約は、当市ではないので、残るは財政状況をみながら判断していくということになる。他の人口25万人ぐらいの都市の状況を確認しながら、富士市の財政事情を加味して検討していくということになるのではないかと。〔会長〕

○ 財政状況を勘案しての給料額が決定されているという状況にあるということのようだ。大阪市、名古屋市の市長についても、報酬について非常に高いという議論になっている。そのような状況も勘案していく必要があると思う。そして、まず市長の給料額について協議し、市長の額が決まれば、他の特別職についても自然に決まってくると思う。また、市長、副市長の特別職についてもそれなりの報酬額を保障していかなければならないという視点も必要だと思う。〔委員〕

○ 税収の問題が一つ。他の自治体の状況、この辺りが適正額を検討する上で重要になってくる。しかし、私たち委員は、特別職の1人1人の具体的な働き具合については、分からない。〔会長〕

○ 市民の意識が高いほど特別職の給料額が正しくなっていくような気がする。企業の移転も現状多いし、これから景気がよくなるということもいえない。据え置きでいいのではないかとと思う。一般市民の方はもっと苦しいと思う。〔委員〕

○ 市長の仕事を実際に見ているわけではないが、市の最終責任者としてその職責は重いものだと感じる。今の経済状況の厳しさと、その職責とをよく吟味して検討していく必要がある。身近で中小企業が現在求人募集を行ったりしているのを横目で見ていると、60歳を超えた年配の方が、年金だけでは生活できないので、とにかく働かせてほしいと応募する。70歳を超えても年金だけの生活が厳しくて仕事を続けていかなければならないという厳しい状況になっている。〔委員〕

- 特別職及び議員については、ボランティアのつもりでやってもらいたいと思っている。収入が低くて生活が安定しないと業者と癒着して困ったことになるという話を聞いたことがある。このため、特別職等については、安定した額を保証する必要があると考えられる。富士市の財政状況は比較的よいようであるが、報酬額等を決定する場合、他市と比較するのではなく、富士市自体がどうかということを考えて検討していく必要がある。

市で補助金を現に5%とか削減している中で、報酬額を上げていったいいものかと思ってしまう。他市の状況は関係なく、富士市の経済状況が上向きならよいと思うが補助金を削減しているという中で、現状では給料額を引き上げていいものだとは思っていない。また、公務員の給料の方が民間と比べていいように思う。今の状態では引き上げるのは無理だと思っている。

[委員]

- 会社で、給料を上げるときというのは、会社の収入が上がったとき、又は社長が実績を上げたときとなる。現市長は、就任からまだ1年経っておらず、まだこれからという状況なので、ここでは上げるというのではなく、据え置きが適当であると思う。

事務局から市の財政状況は健全だという説明があったが、市の補助金等は削減されている。財政状況が厳しい中、市民として我慢しなければならないと感じている。こういう中で市長などの給料を上げるのはどうかという気になってしまう。[委員]

- 資料をみせてもらい、特例市との比較ということで人口20万人から30万人までの市との比較がされているが、財政状況、税収等、人口以外の条件がことなるので、あまり参考にしない方がいいのではないかと思います。

結論からいうともっと給料を上げた方がいいと考えている。市長の給料額は月額99万円ということであるが、日給にすると4万5,892円となる。また市長は、365日24時間という観点に立てば、時給に換算すると1,900円ということになる。昨年12月に市長に当選したばかりで1年も経っていないのに、ここで減額ということになるとインセンティブというわけではないが、よろしくないと思う。お金のために市長になったというわけではないと思うが、受けるイメージとしてはよくない。

また、一般職と特別職とは区別して考える必要がある。事務局の説明、更には資料にも一般職の動向が説明されているが、特別職は公人としての役割が多い。市を代表する立場であることから、給料額を下げることによって市民のイメージがどんどん落ちていってしまうと思う。富士市がよくない方向に進んでいるというイメージがついてしまうような気がする。工場がど

んどん移転していくという現実がある中で、特別職の給料を引き下げることにより町のイメージが下がり、更に市民が出て行ってしまうような気がする。

また、給料を上げることによりお金を使うことで経済波及効果も期待できる。

結論として、世の中いろいろ下がり気味なのかも知れないが、逆に上げた方がいい方向に向かうと思う。〔委員〕

- 人事院勧告に沿って、特別職もこれに準じて上げましょうという考え方はまずいと思う。選挙で選ばれたものは自ら身を削っていかなければならないと思うが、何かあった場合には責任をすべて負わなければならないということで、ある程度の報酬額は必要であるとは思う。現在の富士市の状況からすれば、「現状維持」がすべてではないか？

人口が少ない中で、税収は減っていく。そんな中議員については、現在年収、手取りがいくらになっているか分からないが、若い人たちが政治に参加してくるような状況にするためには、もう少し上げた方がいいのではないかと思う。議員定数も32人に減った。もっと若い世代、特に子育て世代に政治に参加してもらい、40人くらいの立候補者が出て、競い合って32人を選んでいくような環境を整えていきたいと思う。〔委員〕

- 類似都市との比較を見て、市長の給料も富士市の顔として3桁（100万円）はほしいのではないかと思う。イメージを明るくするためには、極端に上げる必要まではないが、ある程度上げていった方がいいのではないかと思う。〔委員〕

- 市内在住の方と話をすると、市議会議員をはじめとして報酬額に対する批判は非常に強い。一般職の職員は、来年度2%下げる勧告が出ている。また民間事業所の業績もよくない。アベノミクスもまだ浸透していない。こうした状況の中で、市のトップの給料を上げていくのは若干抵抗がある。

議員については、ここ数年、議会改革を進めている。昔の議員は、いろいろな所に顔を出していくという感じだったが、最近の議員はそうではない、ある程度割り切った中での活動をしている。となると一般の市民からすれば、実働時間はどうなのかという批判はかなり来ると思う。

若い人たちにも参加する意欲を沸かせるため、報酬を上げていくのも一つの方法だと思うが、・・・私としては、ここは足踏みか、減額が適当と考える。

- Q 市職員としては、来年度給料は2%下がるということでよいか。〔会長〕

A 国家公務員は、人事院勧告どおり法改正を行い、来年度の給料は下がることが確定していま

す。富士市は、現在、人事院勧告どおりの給与改定をすべく組合交渉を行っている最中です。

○ 各委員の意見も出揃ったように思う。意見をまとめていきたい。全体的な方向性を決めたいので、特別職及び議員について、引き上げか、引き下げか、又は据置きか、について意見を聞かせていただきたい。〔会長〕

Q 市長の給料額99万円というのは意図的か？100万円だってそう変わらないではないか？
〔委員〕

A 平成24年度の審議会では、当時の経済状況が極めて悪く、市民感情からして下げざるを得ないという結論になり、結果的に税収が約1%下がったということで、特別職及び議員全員を1%減額するという結論になり、100万円の1%、1万円を減額して99万円となりました。

Q 前回平成24年度の審議会では景気が非常に悪いという話が出た。現在の経済状況はどうか？平成24年度と比較してよくなっているのか、悪くなっているのか。〔委員〕

A まだ、大都市圏、東京、神奈川、千葉、埼玉などと比べると実感は沸かないと思う。大都市圏では、いい、いいと煽っているが、中小企業にアンケートを取っても、景気は横ばいか、下がり気味という意見である。〔会長〕

Q 今回の報酬審議会の答申は、今後來年4月1日から2年間の給料となることでいいか？〔会長〕

A 基本的には、そのとおりです。しかし、教育長については、法改正に経過措置がついているため、必ずしも平成27年4月1日施行とは限らないと考えています。現教育長の在任中は、旧制度がそのまま残ることになります。現在の教育長の任期は、平成27年12月23日まであり、場合によっては、その翌日から今回の報酬審議会での答申された金額を適用することになるかもしれないと思います。

○ それでは、教育長は別として、それ以外の特別職及び議員の報酬額等について、引き上げか、引き下げか据置きか、各委員の意向を確認したい。順番に挙手してほしい。

据置き 6人挙手

引下げ 1人挙手

引上げ 2人挙手

あとで事務方と相談して、原案を作成し、答申案を次回検討したいと思う。

次に、新「教育長」の報酬額の方向性について、委員の皆様の御意見をいただきたいと思えます。〔会長〕

Q 教育委員会の委員長の職務がよく分からないので説明してほしい。〔委員〕

A 教育委員会委員は現在5名おり、その中で教育長というのは事務方のトップという立場となります。教育委員会全体としては、教育委員会委員長が最高責任者となります。来年12月からは今の教育長と教育委員会委員長が一つになって「新教育長」となることから、その職責は非常に重くなります。一方、来年4月からは文化、スポーツ部門が市長部局に移るため、教育委員会として扱う部分が狭くなるので、教育委員会の仕事としては少し減ることになります。職責が重くなるということを取るか、事務が狭くなるということを取るか、これらをいかに加味するかによって、引上げ、引き下げ、又は据置きかの判断が定まると思われます。

Q 委員長の職務は具体的に何があるのか？〔委員〕

A 毎月ある教育委員会会議を取り仕切り、教育委員会としてどういう方向性とするかを決定していく最高責任者ということになります。

Q そのほかに主な仕事は何かあるか？〔委員〕

A その他の内容については、教育長がその責任者となります。

Q それでは、それほど職責が重くなるということはないのではないかと？〔委員〕

A 教育委員会の事務としては教育長の管轄となるので、それほど影響はありませんが、組織としての職責は重くなります。

Q 権限を持って教育委員会の各署の運営を指揮していくというのならば話は別であるが、実際に教育委員会委員長の仕事は、教育委員会会議に限った仕事となるのか？〔委員〕

A 会議というよりも教育委員会としての方向付けに関して委員長が最高責任者となっています。しかし、あくまでも非常勤の特別職という立場であります。そこで、責任を明確にするため今回の法改正があり、権限を一体化した新教育長制度となったものです。

Q 対外的にも教育長が最高責任者となるということか？〔委員〕

A そのとおりです。

Q 委員長は非常勤ということだが、委員長としての報酬はいくらか？〔委員〕

A 現在、委員長としての報酬は、月額9万円です。

Q 教育委員会会議は、月1回か？〔会長〕

A だいたい月1回です。定例的なものは月1回。それ以外でも出席する会議は諸々あります。

Q 教育委員会委員長は、月額9万円ということだが、他の委員はいくらか？〔会長〕

A 月額7万円です。

Q 現在の教育長は、来年12月まで任期があるということは、ここで決めた給料額は、平成26年4月1日から適用になるということなのか？〔会長〕

A ここで決めていただいた給料額は、新教育長制度が始まってから適用するのが適当と思われます。任期は、平成27年12月23日と月の途中になっているので、日割計算となるものと思われる。

Q 今の委員長の給料額は、72万2,000円であり、これに委員長の職務が加わるので、給料額をいくらにしたらいいかということでしょうか？〔会長〕

A そのとおりです。

Q 教育長は、教育委員会の委員を兼ねているということで、教育委員会委員の報酬7万円ももらっているのか？〔委員〕

A 教育長は、委員報酬の7万円はもらっておりません。

○ 現行の教育長は、私たちと同じ一般職という扱いになっています。したがって、教育長の給料額はいくらが適当でしょうということで市長が報酬審議会には諮問はせず、市で給料額を決めておりました。

教育長は、2つの立場があり、特別職の教育委員会委員として立場、そして一般職の事務方のトップとしての教育長としての立場があります。しかし、給料については、両方もらえるというわけではなく、教育長の給料のみ支給されています。現在の山田教育長の任期は平成27年12月23日までであることから、ここで決めた新教育長の給料額は12月24日から適用されることになると思われます。また、新教育長については、来年の11月定例会で人事案として議案に提案され、それによって誰かということが決まります。今回給料額を決めていただいているのは、仮に新教育長が就任した場合にということで議論をさせていただいております。

本来、新教育長制度による新教育長の給料の額については、12月の就任直前に決まっていれば十分なのですが、委員の皆さんも大変忙しい中、また報酬審議会の開催も慣例により2年に1回の開催となっています。このため、本来は来年12月の話ではありますが、今回審議をいただいております。また、12月23日というのは、あくまで任期ということであって、場合によっては途中で辞職という可能性もあります。現在の教育長が辞職すると、経過措置が終了し、そこから新教育長制度がスタートすることから、そうした不慮の自体も想定した中で、あらかじめ新教育長の給料額を内定し、議会にも提出したいと考えております。

Q 今回、教育委員会から市長部局に移行する文化振興、スポーツ振興に関する事務は、教育委

員会全体としてどれくらいの割合となるのか？それが分からないと、上げるべきなのか、下げるべきなのか。単純に考えてそのままの仕事であれば、教育長の給料と教育委員会委員長の給料を足せば済むと思う。〔委員〕

A 教育委員会の中での文化振興、スポーツ振興の割合を出すことは非常に難しいことです。今回文化、スポーツを市長部局に移行するのは、教育委員会の事務として、学校教育に関する問題に主流を置くという意味合いもあります。なお、課の数にすると教育委員会はいくつかありますが、そのうち2つの課が市長部局に移るということになります。市内に学校が43校ありますが、そちらの諸問題に特化していこうというものであります。割合で何%かということについては、非常に答えにくい難しい問題です。

○ 今の話からすると単純にそのまま業務が減るというわけではなく、別のところに力を入れていくということになる。〔委員〕

○ 補足で参考になるかどうか分かりませんが、市役所内で教育長が委員長になっていたり、又は委員になっていたりしている委員会、審議会等は52ほどあります。このうち、文化・スポーツの関係のものは博物館を含めて10となります。

Q 教育委員会としては、学校関係に力を入れていく、という方針のようだ。文化・スポーツというと、どれも一部学校関係に入ってくると思うが、学校関係ではないというものはどんなものがあるのか？〔会長〕

A 例えば文化について言えば文化連盟のこと、スポーツに関しては体育協会のこと、こういった子どもではなく、大人がやっている市民としての活動があります。このため、例えば、子どものスポーツに関しては、教育委員会の方に残ることになります。一方、大人が主にやっているスポーツに関しては市民部に移るということです。

Q ママさんバレーなどのスポーツが市民部に移るということでよいか？〔会長〕

A 子ども以外が行う競技スポーツなどもあります。社会教育に関連する文化・スポーツが市民部に移るということです。

○ もし、教育長の給料の額を増やすとなれば、単純ではあるが、教育委員会の委員長と委員との差が2万円あるので、これに教育長の給料額72万2,000円を加えて74万くらいになるのかなと思う。一方で、教育委員会から市長部局へ事務が移るということであれば、更にそこからプラス、マイナスを考えたらどうかと思う。具体的なプラス、マイナスの数字は分からないが・・・。〔委員〕

Q 教育長は常勤か？〔委員〕

A 教育委員会の委員長は常勤ではないが、教育長は常勤である。〔会長〕

Q 今までも教育長は常勤ですよ。今までの違いは、教育長を市長が直接任命できるか、教育委員会の中で決まってくるかということですよ？〔委員〕

A 改正の趣旨としては、現在は教育委員会の委員のうちから、教育委員会で代表者である委員長と、事務方のトップである教育長とを選挙で選んでいます。改正後は、委員4人とは別に教育長を市長が直接任命することとなります。現在は、市長は直接教育長を決めることはできませんが、改正法施行後は、市長が直接決めることができるようになります。

Q 教育長の職責は重くなるかもしれないが、職責的に市長よりも重くなることは考えられない。しかし、副市長と教育長とを比べた場合どちらが多い方がよいだろうか？現在は教育長が72万2,000円、副市長は80万円となっているが、教育長の職責が重くなるということで、その辺りの比較はどのように考えたらよいか？〔委員〕

A まず市長との比較とすれば、副市長又は教育長の給料が市長の給料より高いということはまずありえません。あるとすれば、市長が特例的に給料を下げている場合ぐらいです。また、市長、副市長については、所管業務が何かに限定されるわけではなく、また勤務時間としても特に定めがありませんので、24時間その職務にあるということになります。一方、教育長については、現在一般職ということになっており、事務が限定される上、勤務時間も決まっており、特別職となった後も同様とされております。このため、教育長の給料が市長、副市長よりも高いという設定にはなりにくいということになります。

なお、常勤の監査委員との比較とすれば、学校全体を所管する教育長の方が職責が重いと捉えられているようで、他市の状況をみても、常勤の監査委員よりは高い給料額とされています。

○ 今の話からすると副市長の給料を超えないように現状を維持するか、少し上げるかということになる。〔委員〕

○ その辺りで結論を出したらどうか？多分ほとんどの委員が考えは同じだと思う。副市長の給料額とのバランスもあるが、今回は少し上げた方がいいように思う。〔委員〕

○ 今までの委員の意見を伺うと少し上げた方がいいという方向に傾いているように思うが・・・。
〔会長〕

○ 現在教育委員会の委員と委員長とでは2万円の差があるが、この差額くらいは保障した方がいいように思う。また、今回は一般職から特別職になるので、どのくらいの加算をしたらいい

かなということになる。基本的には1万円～2万円のアップでいいのかなと思う。

75万円ぐらいはどうか。今72万2,000円、それに2万円プラスして、更に特別職としてプラスα……。〔委員〕

○ 教育長の給料は、微増ということで答申案のタタキを作成させていただいてよろしいでしょうか？

○ そんな方向で各委員よろしいか？〔会長〕

(異議なし。)

○ 教育長以外の特別職の給料、議員報酬については据置きの見が多かったようですが、その方向で案を作成させていただいてよろしいか？

○ 各委員の意見はそういう意見が多かったことから、その方向で資料を作成してほしい。次回は12月24日(水)午後3時である。本日の意見を下に、事務局でタタキ台を作成し、もう一度協議の上、最終の答申としたい。

それでは、これにて第1回の審議会を閉会とする。〔会長〕

⑤ 審議の結果

今回の審議経過を反映して答申案を事務局にて作成し、次回までに各委員に答申案を郵送し、それをタタキ台として答申案を協議する。

7 審議会閉会

平成26年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）

- I 日 時 平成26年12月24日（水） 午後3時～午後3時50分
- II 場 所 市役所8階 政策会議室
- III 出席委員
- | | | |
|------|--------------------|------|
| 会長 | 富士商工会議所 副会頭 | 増田正之 |
| 会長代理 | 富士市町内会連合会 会長 | 小出禮説 |
| 委員 | 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 秋山浩樹 |
| 委員 | 一般社団法人富士青年会議所 理事長 | 磯野陽平 |
| 委員 | 東海税理士会富士支部 業務対策委員長 | 小野京子 |
| 委員 | きらり交流会議 運営委員長 | 片山道子 |
| 委員 | 常葉大学富士キャンパス 教授 | 下田路子 |
| 委員 | 富士市消費者運動連絡会 代表 | 中川教子 |
| 委員 | 社会保険労務士会富士支部 会計 | 久松啓子 |
| 委員 | 富士地区弁護士会 会員 | 山本佳雄 |
- IV 事務局 総務部人事課給与担当
- 藁科総務部長 渡邊議会事務局次長 小林人事課長 片田人事担当統括主幹
味岡給与担当統括主幹 芹澤主査 齊藤主事
- V 議 題 教育長の給料額、答申案について

【進行内容】

1 審議会開会

① 資料説明

給与担当統括主幹から、追加資料及び答申案を説明。

○ 追加資料

- ・ 答申案
- ・ 富士市教育委員会委員名簿
- ・ 富士市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 富士市教育プラザ条例
- ・ 教育プラザ各階平面図

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

② 審議の状況（要約）

- 前回の教育長の給料額について2万円ぐらいのアップということになったが、具体的にいくらにするか各委員の御意見を伺いたい。また、教育長以外の特別職についても、前回据置きという意見が多数を占めたが、それについても意見を伺いたい。〔会長〕
- 前回、教育長が特別職になるということで、2万円＋アルファという話をした。一般職から特別職になるということで、少しはその辺りを加味した方がいいと思う。〔委員〕
- 教育長の給料額は、市長、副市長よりは低い設定が必要になる。他の特例市と比較してみると、市長、副市長は平均より少し低く、教育長はそれよりは少し高いという位置にいるが、今回特別職としての位置付けとなるということで、教育長は他市と比較して少し高い水準となるが、仕方がないのではないかと思う。市長、副市長が少し低い水準にとどまるのが少し気になる。〔委員〕
- （教育長の2万円増額は、）金額としては妥当だと思う。上げる理由としては筋が通っていると思う。〔委員〕
- 今回教育長を2万円上げると他の特例市と比較すると、副市長と教育長の給料額がちょっと近くなるかなという気もする。〔会長〕
- 金額については、前回各委員の話を伺ったが、結論としては妥当ではないかと思う。〔委員〕
- 新制度においては、市長から直接任命される特別職となるので、責任は非常に重くなる。本来ならばもう少し給料を上げてもいいのではないかと思うが、2万円という金額については、異議はない。〔委員〕
- 教育長は本当に大変な職務だと思う。2万円の加算が分かりやすく妥当な金額ではないかと思う。また、現行の金額に2万円を加算すると特例市の平均よりも少し高い位置付けとなるので、その点でもよいのではないかと思う。
- 財政が許すならば、2万円の引上げは妥当ではないかと思う。〔委員〕
- （2万円の引上げについて）異議なし。〔委員〕
- 各委員の意見を一人ずつ伺ったが、全員2万円引上げでよろしい、という意見だったと思う。教育長の給料額は、現行の72万2,000円から2万円引き上げて、74万2,000円ということでまとめることとする。

次に答申案の検討を行うこととする。答申案について何か御意見があれば伺いたい。〔会長〕

- Q 1点だけ確認したい。教育長の給料額は、平成27年1月から適用になるのか？〔委員〕

A 現教育長の任期は、平成27年12月23日まであります。今回の法改正には経過措置があり、基本的には平成27年4月1日から改正法が施行されますが、平成27年4月1日現在に在任している教育長については、その在任期間中は、旧制度が継続します。このため、新教育長制度がスタートするのは、本市で言えば、平成24年4月1日に在職する教育長の在任期間が終了する平成27年12月23日の翌日の12月24日からとなります。今回の給料額の引上げを新教育長制度とともにスタートするのであれば、現在の状況ですと平成27年12月24日から適用するのが適切かと思えます。

Q 平成27年12月23日までは、教育長のほか教育委員会の委員長も在任するのか？〔委員〕

A そのとおりです。旧教育長制度が続く間は、委員長も制度が残ります。また、新教育長制度に移行し、委員長ではなくなっても、その方の委員として任期が残っていれば、委員の身分は有したままとなります。

Q 富士市では、特別職の給料等について、特例的に引き下げたことはなかったか？〔委員〕

A 昨年、平成25年10月から本年3月まで特別職、一般職ともに、国家公務員の給料減額に合わせ、給与の特例減額を行っています。また、今年10月から今月12月まで、市長が町内会のお祭りに祝儀を出したということに対して自ら責任を取るといことで、市長のみ10%の給料カットを行っています。

○ 前回平成24年の特別職報酬等審議会の折には、税収が1%下がったから特別職の給料も1%下げるということになった。今回も税収という面では、更に下がっているが、前回も下げて今回もということになると、特別職の職員のモチベーションも下がってしまう。市長等の特別職の職員及び市議会議員の議員報酬の額を据え置くという結論は妥当だと思う。〔委員〕

○ 教育長を除く、特別職及び議員の給料・報酬の額を据え置くという今回の結論は妥当だと思うが、次回2年後に富士市の景気がよくなって、市長の給料額を100万円にできたらいいと思う。市民としてもそうになったら嬉しいと思う。〔委員〕

○ 教育長についての答申案のうち、「2万円が法改正による職責の相当額」とあるが、責任が増えた分が2万円だと捉えられるような気がするため、もう少しぼかした表現にした方がいいように思う。それより前の内容で、教育長の責任が重くなって、本当は2万円よりももう少し上げたいが、据え置くような意味合いで2万円というような表現にした方が個人的にはいいように思う。

また、他の特別職職員の給料額及び議員報酬については、前回の16日の会議の時に増額すべきという意見を述べたが、増額するには、増額するだけ理由が必要になる。その理由を具体的

に示せない以上、据置き又は引下げが妥当な結論だと思う。昨日行われた富士山女子駅伝や富士山の世界遺産登録などで、町が盛り上がるような雰囲気になれば増額する結論としてもいいと思うが、現状としては、答申案どおりの結論が妥当であると思う。〔委員〕

○ 日本の国会議員は、約2,100円の年間収入となっているそうだが、他の国では900万円ぐらいや600万円ぐらいのところもある。国会議員があのだ数で、2,100万円もらうのもどうかとも思うが、給料を上げて特別職等のモチベーションを高めるのも一つ、富士市としてのプライドもあるので、今回の結論は妥当であると思う。次回、この審議会が開催されるときは、税収が上がって給料額を上げられるようになったらいいと思う。〔委員〕

○ 審議会での審議に当たって、市の財政状況についての説明があったが、感覚だけでまあ富士市の財政状況は悪くないという感じだったと思う。市の財政状況についての説明は、もう少し詳細であったほうがよかったと思う。例えば、単純に市税収入というだけでなく、資産税、市民税がいくらかなど。また、財政力指数にしても、単年比較ではなく、複数年で比較したり、他市との比較も経年比較したりと、そのような資料が用意されていれば、更に具体的に把握できたと思う。資料を増やしてもらえば、委員としても判断がしやすいと思う。〔委員〕

○ この答申案については、本日の意見をもとに、再度会長と事務局とで精査して必要な修正を加えた後、市長に答申したいと思う。次回の審議会の折には、経済的にも豊かになり、富士山も日本一で、給料も日本一、そんな町になっていたらいいと思う。〔会長〕

③ 審議の結果

市長、副市長及び常勤の監査委員の給料並びに市議会議員の議員報酬の額は据置き、平成27年度に特別職となる教育長の給料額は、現行の72万2,000円から2万円引き上げ、74万2,000円とするのが適当という結論となった。

答申案については、2回の審議経過及び内容を盛り込んで事務局で作成し、事前に各委員に確認していただいた上、再度修正答申案に対する意見をいただき、最終的には会長及び会長代理に一任することとなった。

2 審議会閉会

- ・ 市長への答申は、会長及び会長代理により、1月7日（水）午前8時45分から行う。
- ・ 審議会の審議経過等は、市のホームページで議事録等が公開されることとなる。



平成27年1月7日

富士市長 小長井義正 様

富士市特別職報酬等審議会
会長 増田正之

特別職報酬等の額について（答申）

平成26年12月16日に市長から本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額並びに市議会議員の議員報酬は、据え置くことが適当である。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）により、平成27年度に特別職となる教育長の給料は、新制度移行後、74万2,000円とすることが適当である。

2 審議に当たっての基本的な考え方

(1) それぞれの職の特殊性を判断し、責任の度合い、職務の困難性等を考慮する。

- (2) 人口規模や財政状況を勘案しつつ、他都市の報酬額との均衡が保たれるよう配慮する。
- (3) 国及び他都市の特別職の報酬等の改定及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定の状況を参考とする。
- (4) 世論や市民感情、民間における経済情勢を考慮する。

3 審議経過及び内容

- (1) 議員報酬及び特別職（市長、副市長及び常勤の監査委員）の給料について

前回平成24年度の審議会から2年が経過した。政府の経済政策が進んでいるが、富士市においては、未だその実感はなく、税金も年々わずかながらも減収が続いている。市の財政状況も厳しい中、市政運営の責任者として減額すべきという意見があった。

一方、企業が転出するなど厳しい状況ではあるが、こうした中でこそ、前を向き、特別職の報酬等を引上げることにより、市民に希望と勇気を与え、その活力を引き出していこうという意見もあった。

結果として、選挙等により選ばれ、安定的な立場が保障されず、かつ、その職責の重い特別職及び市議会議員の立場を踏まえ、人事院勧告による一般職の給与改定とは区分し、安定性のある水準の確保も必要との意見に多くの賛同があり、本市特別職の報酬等の現在の水準に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

- (2) 教育長の給料について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本市では、経過措置はあるものの、平成27年度中に新教育長制度に移行することとなり、新教育長は特別職となり、現在の職務に加えて、教育委員会の代表としての委員長の職務を兼ねることとなった。

一方、平成27年度の本市の機構改革により、文化・スポーツに関する事務が市長部局に移管されることとなったが、平成27年4月の教育プラザの開設に合わせ、特別支援教育の充実、教職員の資質向上等の学校教育に関する事務の充実化、また新規事業として「富士市子ども・若者育成支援計画」の実施、更には法改正により新たに設置される総合教育会議においては、教育行政の大綱の策定等についての協議が予定されている。

このため、市長部局への事務の移管を加味しても、総じて教育長の職責は重くなることから、現在の教育委員会委員長の月額報酬9万円から、その支給は受けていないものの、教育長が兼務する教育委員会委員の月額報酬7万円を減じて得た2万円程度の増額が相当であるとの結論に至り、現在の教育長の給料月額72万2,000円に2万円を加算した74万2,000円を新教育長の給料月額とするのが適当であるとの結論を得た。